

令和4年12月19日

伊奈町長 大島 清 様

伊奈町行財政改革推進会議
会 長 都 筑 信

国際化に対応した町の施策について（答申）

令和3年4月16日付け企発第55号で諮問のあったことにつきまして、次のとおり答申いたします。

なお、付記した意見につきまして十分配慮されますよう要望いたします。

答 申

令和4年12月1日現在、伊奈町には596人の外国人が住んでおり、住民のうち100人に1人以上が外国人となっています。今後も外国人住民の増加が予想され、伊奈町においても地域で外国人と共に生活することが珍しくなくなることから、町として国際化に対応した施策を一層進めていく必要があります。

外国人が伊奈町に住んでいる理由や期間など背景は多様化しており、日本語での意思疎通ができるか、まわりに相談できる人がいるかなど、それぞれの環境によって困っていることや行政に求めることも様々です。また、日本人も、外国人との意思疎通の難しさや文化・習慣の違いから、意識せずに付き合いを敬遠してしまうことがあり、身近なところでは近所同士でごみ出しや言葉の行き違いによるトラブルもあると聞きます。

本会議では、外国人が「伊奈町に住んでよかった」「伊奈町が第2の故郷だ」と感じられるまちづくりを行うことは、すべての住民が暮らしやすいと感じるまちづくりにつながるものと考えました。そして、多様な国籍や文化を持つ住民同士の相互理解を進めるための町の施策について、「言語理解の促進」「地域住民との交流機会の充実」「海外との交流事業」の3つの項目に分けて議論いたしました。

その結果、町が行うべき施策の方向性について、次のような結論に至りました。

まず、外国人が地域で安心して暮らすことができる環境を整えなければなりません。そして、多文化共生に向けた取組を積極的に行い、外国人も共に伊奈町を作り上げていく仲間であるという共生の意識を高めることが重要です。さらに、将来的な海外交流の在り方について確かな展望を持って、国際化に対応した施策を進めていく必要があります。

本答申や次に述べる意見を活かし、行政のみならず、住民や地域コミュニティ、町内の関係団体と共に、外国人支援団体や国際交流団体、国・県などの協力を得ながら具体的な施策を展開することで、伊奈町が、国際化に対応したより一層進化した町となることを期待します。

意見

国際化に対応した施策を進めるにあたり、次のことについても留意されたい。

1. 言語理解の促進

- ①外国人が生活するうえで必要な情報を理解できるよう、翻訳機等を用いたコミュニケーション手段を確保し、その利用方法を周知するなど、行政機関に限らず町内の様々なサービス提供機関において、外国人との円滑なコミュニケーションが図れるよう努めること。
- ②可能な限り外国語ややさしい日本語を用いて、ホームページやSNSなど様々な情報伝達手段により行政情報を発信すること。併せて、外国人からの母国語による相談に対応できるよう、外国人支援団体や国際交流団体との更なる連携を図ること。
- ③就学前教育や学校教育においては、外国人の児童・生徒の言語理解を支援するとともに、保護者との情報共有やコミュニケーションの確保に努めること。特に、コミュニケーション不足によるいじめや保護者の孤立につながるよう、より一層配慮するとともに、児童・生徒の進路についても丁寧に指導・助言を行うこと。
- ④外国人が日本語を習得する環境を整えるため、日本語教室の運営を積極的に支援すること。また、日本語や生活習慣の違いを学ぶ機会の充実を図ること。
- ⑤英会話能力の向上に一段と力を入れて取組むため、小中学校での外国語活動や外国語の授業において、英語を母国語とする人材による英語教育の充実に努めること。また、給食や掃除の時間等の授業以外の場における外国人との交流、給食での外国料理の提供や食文化の紹介など、児童・生徒が外国

語や外国文化を楽しみながら学べる機会を積極的に設けること。

- ⑥広報等での外国語紹介やイベント・スポーツなどの交流の場を通して、児童・生徒に限らず広く住民が外国語に親しむ機会を設けること。
- ⑦日本語と外国語の双方に堪能な住民に、日本での生活に不慣れな外国人の支援や小中学校における外国語活動・外国語の授業等への支援をしてもらえるような仕組みを構築するなど、町内の人材の活用に努めること。

2. 地域住民との交流機会の充実

- ①国際交流イベントを開催するなど、日本人と外国人がお互いの文化や習慣を紹介し、相互理解を深める交流機会を積極的に創出すること。その際は、町内の国際教育・語学教育を重点的に実施している学校や留学生が在籍している学校、多文化共生キーパーソン、出身国の親睦団体、日本語教室等との連携を図ること。
- ②外国人と地域住民との交流を促進するため、行政区や就労先企業などの関係団体の協力を得ながら、行政区の役割や必要性をわかりやすく伝え、行政区への加入を積極的に働きかけること。
- ③行政区等が地域の行事や各種サークル活動などについて外国人に知ってもらい、参加を呼びかけるにあたっては、様々な広報媒体の活用や多言語での情報提供などの支援に努めること。
- ④特に長期にわたり伊奈町に住む外国人が、新たな地域社会の担い手となって活躍できるよう、町の各種会議の委員への登用など地域社会への主体的な参加の機会の創出に努めること。

3. 海外との交流

- ①「バラのまち伊奈町」をテーマに海外との交流を行い、相互の文化や歴史を深く理解し合うとともに、町の魅力を発信すること。
- ②国・県や国際交流団体等と連携し、交換留学やホームステイを希望する若い世代を支援するなど、グローバルな視野を身に付け、国際社会でも活躍できる人材を育成すること。
- ③商工会や JETRO などの海外ビジネス支援を行う団体と連携し、外国人の伊奈町での起業や町内企業の海外進出を支援する体制を構築するなど、相互の産業のさらなる発展を目指し、文化交流にとどまらず、今後を広く見据えた交流事業の展開に努めること。